

町営建設工事に係る指名停止等措置要綱の運用基準

平成19年8月31日町長決裁

改正

平成24年3月19日

平成26年1月17日

平成29年3月30日

令和2年4月1日

令和6年3月26日

1 趣旨

この基準は、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

2 本文の運用

(1) 第2関係（指名停止）

ア 「特に重大と認められる事案」とは、別表第2各号に係る措置要件中町職員に対して行った贈賄容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき等町が、第一義的に量定を行う事案など、財政課長が必要と認める事案を指すものとする。

イ 「当該資格者を現に指名しているとき」とは、当該指名停止の決定日前に既に指名通知がなされ、指名停止決定日において指名競争入札が行われていない工事に係る指名を指すものであること。

(2) 第3関係（下請負人が発生原因者であるときの指名停止）

資格者である下請負人を発生原因者として指名停止を行う場合にあっては、資格者である元請負人に対しても同一事由により指名停止をするものとする。

(3) 第4関係（指名停止の期間の特例）

ア 指名停止期間の加重について

(ア) 措置要綱第4第2項第1号に該当する場合

指名停止の期間満了後、3年を経過しないうちに再度指名停止の要件に該当することとなった場合は、「該当することとなった回数×1か月」の指名停止期間を加重措置する。

(イ) 措置要綱第4第2項第2号に該当する場合

同一の資格者が、同時期に、指名停止の措置要件に該当する複数の事案を発生させた場合は、その各事案における指名停止期間のうち、最も長いものに、「当該事案以外の件数×1か月」の期間を加重したものをその者に対する指名停止期間とする。

(ウ) 措置要綱第4第2項第3号に該当する場合

同一の資格者が、指名停止期間中に指名停止の措置要件に該当する事案を発生させた場合で、当該事案の指名停止期間の満了日が、当初の指名停止期間の満了日以前であるときは当初の指名停止期間に「(1+当初の指名停止期間中に発生した事案数)×1か月」の期間、当該事案のうちその指名停止期間の満了日が当初の指名停止期間の満了日後となるものがあるときは当該指名停止期間の満了日が当初の指名停止期間の満了日後となるものに「(1+当初の指名停止期間の開始日から当該指名停止期間の満了日までの間に発生した事案数)×1か月」の期間を加重したものをその者に対する指名停止期間とする。

イ 「情状酌量すべき特別の事由」とは、贈賄事案において、発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等とする。

ウ 「極めて悪質な事由」とは、贈賄事案あるいは不正不誠実事案において、適用基準に該当する違法行為等を何度も繰り返していた場合等とする。

(4) 第5関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止措置期間の特例）

ア 措置要綱第5第1項第1号から第7号までに該当した場合は、下記のとおり指名停止期間を加重措置する。

(ア) 第5第1項第1号から第3号又は第7号に該当した場合には、2倍の期間とする。

(イ) 第5第1項第4号から第6号までに該当した場合には、指名停止期間1か月を加重措置する。

イ 第5第1項第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

ウ 「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。

更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法で

その収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

エ 「極めて悪質な事由」とは、措置要綱第5第1項第1号から第3号まで又は第7号に該当した場合等とする。

オ 措置要綱第5第3項に該当する場合の指名停止の期間は、措置要綱別表第2第2号に定める適用基準の期間の2分の1の期間とする。

(5) 第6関係（指名停止期間の変更等）

「情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったとき」とは、第4関係イ及びウに掲げた事由等が、警察、検察等のその後の調査等で判明した場合とする。

(6) 第8関係（指名停止の通報）

工事を所管する課長等は、その分掌する事務に関し資格者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは遅滞なく財政課長宛て報告するものとする。

(7) 第10関係（随意契約の相手方の制限）

「やむを得ない事由」とは、契約できる相手方が指名停止期間中の資格者のみの場合であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 災害時の応急工事等で緊急を要する場合であること。

イ 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められる場合であること。

(8) 第12関係（指名停止に至らない事由に関する措置）

「指名停止を行わない場合において、必要があると認めるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

なお、文書警告を行った場合には、併せて措置後1か月の非指名とするものとする。

ア 文書警告を行う場合

(ア) 建設業法に違反し行政指導を受けたとき。

(イ) 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に違反し行政指導を受けたとき（建設業の営業と密接なものについて行政指導を受けた場合に限る。）。)

(ウ) 文書注意を受けた工事事故の発生日から2年を経過しないで、

再度文書注意に相当する工事事故を起こしたとき。

(エ) (ア)及び(イ)に掲げる以外の法令違反により行政処分を受けたとき。

イ 文書注意を行う場合

(ア) (8)ア(ア)及び(イ)に掲げる以外の法令違反により行政指導を受けたとき。

(イ) 工事事故において、事故が重大であるが原因等の調査、確認に時間を要する場合又は調査等を行っても判断がつかない場合で、当面の措置が必要と認められるとき。

3 別表の運用

(1) 別表第1第1号及び第2号関係（過失による粗雑工事）

ア 「過失により工事を粗雑にしたと認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

(ア) 会計検査院の検査又は町監査委員の監査において、不良工事として文書により指摘されたとき。

(イ) 完成検査等において不良工事として指摘されたとき。

(ウ) 工事の施工管理が不良で再三指摘されても改善しないとき。

(エ) 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。

イ 「契約不適合の程度が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

(2) 別表第1第3号関係（契約違反）

「契約に違反し、町営建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

ア 工事の全部を一括して第三者に請け負わせたとき。

イ 正当な理由がなく工事を契約期間内に完成せず、履行遅滞となり、損害金等を徴収されたとき。

ウ 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。

(3) 別表第1第4号から第7号関係（公衆損害事故及び工事関係者事故）

ア 町発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の事故原因に係る所見や調査結果等により当該事故についての請負人の責任が

明白となったとき。

- (イ) 警察署及び労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われたとき。
- イ 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。
 - (ア) 警察署及び労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われたとき。
 - (イ) 新聞報道、公表された工事事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であることが判断できるとき。
- ウ 町発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次に掲げる場合は、原則として指名停止を行わないものとする。
 - (ア) 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められるとき。
 - (イ) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められるとき。
- エ 連続した工事事故の取扱いは次のとおりとする。
 - (ア) 指名停止又は文書警告を受けた工事事故の発生日から2年を経過しないで、再度文書警告又は文書注意に相当する工事事故を起こしたときは、指名停止措置とする。
 - (イ) 指名停止を受けた工事事故の発生日から1年を経過しないで、再度指名停止に相当する工事事故を起こした場合は、適用基準の2倍の期間の指名停止措置とする。
- オ 「公衆」とは、通行人、隣家の住人等当該工事関係者以外の全てを指すものとする。
- カ 「重傷者」とは、当該工事により次の傷害を受けた者とする。
 - (ア) 脊柱の骨折
 - (イ) 上腕又は前腕の骨折
 - (ウ) 大腿又は下腿の骨折
 - (エ) 内臓の破裂
 - (オ) 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
 - (カ) 14日以上病院に入院することを要する傷害
 - (キ) その他(ア)から(エ)に掲げるものと同程度以上の傷害

キ 「軽傷者」とは、当該工事により11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者（重傷者を除く。）とする。

ク 同一の事故で死亡者、重傷者及び軽傷者（以下「死傷者」という。）が生じた場合の指名停止の期間は、別表のとおりとする。

ケ 同一の事故で死傷者が多数発生し、適用基準の期間を超えて措置する必要があると認められるときは、措置要綱第4第4項の規定を適用する。

コ 工事現場から離れた場所において発生した事故が工事事務であるか否かの判断は、労働基準監督署等の事故の取扱いにより判断するものとする。

(4) 別表第2第2号関係（独占禁止法違反行為）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の資格者の業務全般をいう。

(5) 別表第2第5号関係（不正又は不誠実な行為）

ア 「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町営建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般において、次に掲げるような事例を指すものとする。

(ア) 従業員又は下請業者若しくは資材業者に対し、正当な理由がなく賃金、下請負代金又は資材代金の不払があったとき。

(イ) 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法、廃棄物処理法に違反し行政処分を受けたとき（建設業の営業と密接なものについて行政処分を受けた場合に限る。）。

(ウ) 脱税、詐欺、過積載等の法令違反により、逮捕、送検等が行われたとき。

(エ) 別表第1及び第2に該当する事案について、再三にわたり措置要綱第12の規定による警告又は注意を受けたにもかかわらず、その内容が改善されず悪質であると認められるとき。

(オ) 上記に掲げる以外の場合で措置が必要と認められるとき。

イ 「業務に関し不正又は不誠実な行為」のうち、岩手県の区域において産業廃棄物の不法投棄等により代表役員等が廃棄物処理法違反で逮捕、送検等が行われた場合には、悪質性が特に重大として、5(1)オを適用し、指名停止9か月とする。

ウ 「業務に関し不正又は不誠実な行為」のうち、資格者の役員又はその使用人が、予定価格等の入札事務に関する秘密情報を町職

員から得ようとする行為をした場合には、当該資格者から当該行為の目的について聴取をした上で、次のとおり措置するものとする。

- (ア) 競合他者より著しく有利な立場となって確実に落札するため、不当利得を得るため又は談合を行うため等、悪質性があると認められるときは、5(1)アを適用し、指名停止2か月とする。
- (イ) 町の入札制度を誤認していたため等、資格者の過誤によるものと認められるときは、文書注意を行うものとする。

附 則

この基準は、平成19年9月15日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年3月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表

措置要件の区分		事故の内容	期間
公衆損害事故	第4号 町発注工事	重傷者1名と軽傷者1名のとき	4か月
		重傷者1名と軽傷者2～3名のとき 重傷者2名と軽傷者1名のとき	5か月
		死亡者1名と重傷者又は軽傷者1名のとき 重傷者1名と軽傷者4名以上のとき 重傷者2名以上と軽傷者2名以上のとき	6か月
	第5号 一般工事	重傷者と軽傷者のとき	3か月
工事関係者事故	第6号 町発注工事	重傷者1名と軽傷者1～4名のとき 重傷者2名と軽傷者1～2名のとき	3か月
		死亡者1名と重傷者又は軽傷者1名のとき 重傷者1名と軽傷者5名以上のとき 重傷者2名と軽傷者3名以上のとき 重傷者3名と軽傷者1名以上のとき	4か月
	第7号 一般工事	重傷者1名と軽傷者2名以上のとき	2か月